

さあ、神々のパワーみなぎる地へ！

島根県の**本社機能移転等**に係る支援制度

事務職場の創出のため、本社機能等の移転・拡充を推進しています

1. 本社機能等とは

企業の企画、調査、財務、人事、総務、経理その他の間接業務を行う事務・管理部門

2. 支援対象業種

(複数の産業分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、主要な経済活動によって決定)

①製造業

②ソフト産業

ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、コールセンター業、シェアードサービス業、データセンター業、非破壊検査業、機械設計業、その他産業支援サービス業（知事が特に認めるもの）

3. 支援内容

上記①、②の業種を営む企業が、島根県内に本社機能等を移転する場合、以下の優遇制度が適用されます。(立地計画を知事が認定することが必要です)

事務所設置場所	島根県内の中山間地域等 (注1)		中山間地域等以外
	専門系事務職場 (注2)		
認定要件 (増加雇用従業員数)	常用3人以上	常用5人以上	常用10人以上
企業立地促進助成金	雇用助成 (新卒者・UIターン者) 130万円/1人		雇用助成 (新卒者・UIターン者) 100万円/1人
			投資助成 (増加固定資本額の15%~30%)
家賃補助金	補助率1/2、補助期間 8年 補助限度額 年1,000万円	補助率1/2、補助期間 5年 補助限度額 年2,000万円	
航空運賃補助金 (新設に限る)	補助率1/2、補助期間 5年 補助限度額 年200万円		
人材確保・育成支援 補助金 (新設に限る)	補助率1/2、補助期間 3年間 補助限度額 人材確保と人材育成それぞれ年300万円		
中山間地域等で県 外から転入者3名 以上で操業開始	転居経費として、一時金を1人あたり 50万円支給、社員寮、社宅の借上げ費用		
高速専用回線利用料 金補助金	補助率1/2、補助期間 5年 補助限度額 年 下限50万円/上限5,000万円		

(注1) 中山間地域等……過疎法が指定する過疎地域に、松江市、出雲市の一部エリアを加えた地域

(注2) 専門系事務職場……一定程度の専門処理能力、専門性を要すると認められる職場

本社機能等の移転・拡充に係る課税の特例等の優遇措置 ※業種限定なし

【対象】「**地方活力向上地域等特定業務施設整備計画**」を申請し、令和4年3月31日(※)までに知事の認定を受けた事業者 (※)延長見込みです。

【**特定業務施設**】事務所(調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門等、その他の管理部門)や研究所、研修所(工場や店舗は対象外)

【認定要件】

(1)施設要件

特定業務施設の新設・拡充

(2)雇用要件

従業員数5人以上の増(中小企業者2人以上の増)

⇒ただし、整備する本社機能(企画、人事、経理、研究、研修等)に従事する従業員であること

(3)地域指定

市町村毎に地域指定された、地方活力向上地域での計画実施であること

① オフィス減税(国税)

本社機能の新築又は増築に際して取得した建物等の資産に係る法人税等の特別償却又は税額控除

② 雇用促進税制(国税)

新たに雇い入れた従業員等(非正規除く)に係る法人税等の税額控除

③ 県税・市町村税の不均一課税等

不動産取得税の減免、事業税(東京23区からの移転に限る)の不均一課税
市町村による固定資産税の軽減

お問い合わせ

○助成制度、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に関すること

島根県 商工労働部 企業立地課

TEL:0852-22-5295, FAX:0852-22-6080

E-mail: kigyo-richi@pref.shimane.lg.jp

○オフィス減税に関すること

経済産業省地域経済産業グループ地域企業高度化推進課

TEL:03-3501-0645

○雇用促進税制に関すること

厚生労働省職業安定局雇用政策課

TEL:03-3502-6770